

充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成プログラム
修了審査延期に関する申合せ

平成 28 年 12 月 15 日
健康長寿社会の総合医療開発ユニット
プログラム教授会承認
平成 30 年 7 月 19 日プログラム教授会決定

(趣旨)

第 1 条 本申合せは、充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成プログラム（以下「LIMS プログラム」という）に所属する学生の LIMS プログラムの修了審査延期に関し、必要な事項を定めるものである。

(延期申出の要件)

第 2 条 LIMS プログラムに所属する学生に係る修了審査延期の申出は、別表 1 の研究科において標準修業年限在学して研究指導を受け、かつ、LIMS プログラム修了に必要な科目・単位をすべて修得している場合、又は修得する見込みの場合に行うことができるものとする。

(延期の期間)

第 3 条 LIMS プログラムの修了審査延期の期間は、別表 1 の標準修業年限を超えて 3 年以内とし、できる限り早期に修了できるように当該学生への指導を継続するものとする。

(延期の申出)

第 4 条 第 2 条の要件を満たしている者、又は見込みの者は、前条の延期の期間を踏まえ、以下の書類を添えて所定の期日までにプログラムコーディネーターに申し出ること。

- (1) LIMS プログラム修了審査延期願（様式 1）
- (2) LIMS プログラム修了審査延期の指導教員説明書（様式 2）

(審査と報告)

第 5 条 前条の申出を受けたプログラムコーディネーターは、LIMS 修了審査委員会において、第 2 条の延期の要件及び延期の申出が適切であるか審査するとともに、英語 debate 力についての口頭試問を行い、その結果を LIMS プログラム教授会に報告する。

(修了審査延期者の確定)

第 6 条 LIMS プログラム教授会は、前条の審査結果の報告を受け、修了審査延期の可否について確認する。

2 プログラムコーディネーターは、前項の教授会承認を得た修了審査延期者について、LIMS プログラム修了審査延期に係る報告（様式 3）により、大学院横断教育プログラム運営委員会に報告する。

附 記

この申合せは、平成 29 年 11 月 27 日から実施する。

附 記

この申合せは、平成 30 年 7 月 19 日から実施する。

別表1 LIMSプログラム標準修業年限

LIMS標準修業（履修）年限 所属研究科等	LIMSプログラム 標準修業（履修）年限
医学研究科・医学専攻 薬学研究科・薬学専攻	4年
医学研究科・医学専攻、薬学研究科・薬学専攻 以外の研究科・専攻	5年
3年次編入生	3年
修士課程修了後 医学研究科・医学専攻 又は 薬学研究科・薬学専攻 に入学の 継続履修生	5年

(参考) LIMSプログラム参画研究科・専攻一覧

研究科	専攻
医学研究科	医学専攻、医科学専攻、人間健康科学系専攻
薬学研究科	薬学専攻、薬科学専攻、医薬創成情報科学専攻
工学研究科	機械理工学専攻、マイクロエンジニアリング専攻、 原子核工学専攻、材料化学専攻、高分子化学専攻、 物質エネルギー化学専攻、分子工学専攻、 合成・生物化学専攻、化学工学専攻